

第24回教育委員会定例会 案件表

日 時

令和6年12月19日(木) 午後3時00分から

議 題

1 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和6年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

2 報 告

(1) 教育長報告

- | | |
|--|----------------------------|
| 区立学校適正配置第二次実施計画（素案）について | (12/6配布済:資料6-1、6-2、6-3) |
| 練馬区教育振興基本計画 中間見直し（素案）について | (12/6配布済:資料7-1、7-2、7-3) |
| 特別支援教育実施方針（素案）について | (12/6配布済:資料8-1、8-2、8-3) |
| 大泉第二中学校の教育環境保全と大泉学園駅南側地区まちづくりの
取組方針（素案）について | (12/6配布済:資料9) |
| 練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）の（素案）について | (12/6配布済:資料10-1、10-2、10-3) |
| 第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画（素案）について | (12/6配布済:資料11-1、11-2、11-3) |
| 高野台保育園民営化事業者の決定について | (12/6配布済:資料12) |
| 指定管理者の指定について | (資料1) |
| 令和7年度入学中学校選択制度の選択希望状況および公開抽選について | (資料2) |
| イングリッシュキャンプの実施に係る事業者選定について | (資料3) |
| 米の価格上昇に伴う区立小中学校の学校給食における対応について | (資料4) |
| 令和6年度スキー移動教室の実施について | (資料5) |
| 令和5年度練馬区立小中学校における暴力行為・いじめ・不登校の状況について | (資料6) |
| 令和5年度適応指導教室事業等の利用状況について | (資料7) |
| 子育てのひろば「西大泉ぴよぴよ」の開設について | (資料8) |
| その他 | |

資料 1

令和 6 年 12 月 19 日
教育委員会事務局

指定管理者の指定について

令和 6 年第四回練馬区議会定例会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定に基づき、以下のとおり指定管理者を指定したため報告する。

No.	施設の名称	指定管理者	指定の期間	所管課	備考
1	練馬区立 石神井図書館	<ul style="list-style-type: none">・株式会社 図書館流通センター・東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号・代表取締役 谷一 文子	令和 7 年 4 月 1 日から 令和12年 3 月31日まで (5 年間)	光が丘図書館	別紙 1
2	練馬区立 谷原あおぞら 学童クラブ	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会・東京都新宿区西新宿七丁目 8 番10号 オークラヤビル内・理事長 立原 麻里子	令和 7 年 4 月 1 日から 令和12年 3 月31日まで (5 年間)	子育て支援課	別紙 2

令和6年12月19日
教育振興部光が丘図書館

指定管理者の指定について（練馬区立石神井図書館）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立石神井図書館の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都文京区大塚三丁目1番1号
株式会社 図書館流通センター
代表取締役 谷 一文子

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

令和6年4月18日 第1回指定管理者選定小委員会
（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、
団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審
議）
（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）
5月22日 令和6年度第1回指定管理者選定委員会
（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、
団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審
議結果の報告）
（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）
（現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体とし
て特定）

7月3日	第2回指定管理者選定小委員会 (企画提案書作成要項の審議)
7月11日	企画提案書作成要項配付・説明(団体を特定して実施)
8月6日	申請書類受付(経営状況に関する部分) 経営診断委託
8月13日	申請書類受付(事業計画に関する部分)
8月23日	第3回指定管理者選定小委員会 (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施) (申請団体の評価、採点)
10月30日	令和6年度第2回指定管理者選定委員会 (申請団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、これまでの施設運営で培ったノウハウを生かした安定的な施設運営が期待できること、また、地域資源を生かした魅力的な事業を発展させ、地域に根差した図書館運営が期待できる等の理由により、株式会社図書館流通センターが練馬区立石神井図書館を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容(主な提案の内容、評価した点等)はつぎのとおりである。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

安定性・継続性

利益を上げる力および事業効率性については平均的であり、資金力と経営の安全性が高い。また、借入金の返済能力は優れており、安定した経営が可能である。

当該施設の運営実績

開館50周年を記念し、開館当時を振り返る写真展示や石神井地域の歩みを振り返る歴史講座などを実施し、図書館をPRする取組を行っている。また、利用者アンケートの総合満足度は、4年間の平均で91.1パーセントの評価を得ている。

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則等を定めて適正に運用している。また、インフルエンザ予防接種の全額補助等、労働安全衛生に配慮した取組などにより、働きやすい職場環境を整備している。

利用者等への対応では、積極的な挨拶や館内ミーティング等での情報共有を行うことにより、苦情の未然防止に取り組んでいる。また、苦情等の対応に当たり、本社に危機管理部門を設置し、石神井図書館の館長・館長代理との連携協力体制を整備している。

【提案審査】

施設運営体制

これからの図書館構想の理念「世界につながる彩り豊かな知の情報拠点」と4つのコンセプトに沿った事業として、電子図書館の体験会や近隣施設への出張おはなし会など、新規の取組や事業の充実を図る提案があり、評価できる。

石神井図書館地域の「自然」「歴史」「文化」を活用した事業として、練馬区立石神井公園ふるさと文化館との連携事業などの提案があり、多様な情報や人が交わり、人と人との出会いの場となる地域に根差した図書館運営が期待でき、評価できる。

意見箱の設置や利用者アンケートの実施等に加え、来館者への積極的なコミュニケーションにより利用者ニーズを把握し、図書館運営に反映させていく提案があり、評価できる。

スタッフに対する教育・研修体制について、研修専門部署を設け、それぞれがステップアップしながら業務を遂行できるよう、入社時から段階を踏んで研修を受講できる体制を整備しており、評価できる。

運営経験を生かした取組

おすすめブックリスト、展示場所を示した館内マップのそれぞれを配布する提案や、生活に役立つ資料を図書館で探すためのリーフレットに、「医療・健康」および「防災」のテーマを追加し、リーフレットを使用した案内を充実する提案がある。また、小学校に出向く出張図書館見学会において、これまでの運営経験を生かした図書館のバックヤードを紹介する等の動画を積極的に活用し、学校側の負担軽減も図りながら、より効率的・効果的に図書館の魅力を伝える提案があり、評価できる。

施設の維持管理・安全性への配慮

スタッフによる日々の目視点検に加え、設備保守・点検委託業者と施設の不具合やメンテナンス等に関する協議を定期的に行うなど、施設の安全性への配慮に継続して取り組む提案がある。また、事業者の実績や経験に基づき、独自に策定した危機管理マニュアルを活用する提案があり、利用者およびスタッフの安全確保が期待できる。

効率的な管理運営

館長を中心に、情報共有や業務指示を明確にする組織体制を確立するとともに、スタッフが様々な業務に対応できるよう育成し、個人の能力に依存せず、横断的な業務分担や柔軟なシフト編成を行う提案があり、効率的な管理運営が期待できる。

施設特性に応じた評価項目

石神井公園の自然や生き物、歴史に関する事業や石神井地域にゆかりがある作家に関する事業などを継続する提案や、「こどもちいきコーナー(児童向けの地域資料展示)」を充実させる提案があり、評価できる。さらに、みどりのまちづくりセンターと連携した講座や図書館来館者が参加した図書館周辺マップの作成など、石神井地域の特色や魅力を再発見し、地域の課題解決にもつながる新たな提案があり、評価できる。

地域への貢献

積極的な区民の採用、業務の再委託・施設修繕や消耗品購入時の区内事業者の積極的な活用、地域団体・関係機関・ボランティア等との定期的な意見交換会による協働・連携の強化などに取り組む提案がある。

いずれの提案も、区の求める基準を満たしている。

指定管理者選定の審査結果（練馬区立石神井図書館）

1 評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準	配点
団体 審査	1 安定性・継続性	利益を上げる力の有無 事業効率の状況 資金力の有無 借入金の返済能力の有無 経営の安全性	5点
	2 当該施設の 運営実績	当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 利用者等への対応	15点
提案 審査	3 施設運営体制	施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 現在のサービス水準の維持および向上のための提案 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 職員に対する教育、研修体制	50点
	4 運営経験を 生かした取組	当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした 今後の取組	40点
	5 施設の維持管理・ 安全性への配慮	日常的な点検体制 災害その他緊急時の危機管理体制 管理上の不具合や問題の区への報告体制	20点
	6 効率的な管理 運営	効率的な人員配置 再委託の範囲の妥当性 事業計画と収支計画の妥当性 その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 提案金額の妥当性	20点
	7 施設特性に応 じた評価項目	館、地域や利用者の特性に応じた事業の提案 図書館事業の利用促進につながる提案 図書館資料の管理に関する提案	20点
	8 地域への貢献	区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点
合 計			200点

2 審査結果

評価項目	配点	申請団体（得点）
		株式会社 図書館流通センター
1 安定性・継続性	5	4
2 当該施設の運営実績	15	9
3 施設運営体制	50	40
4 運営経験を生かした取組	40	32
5 施設の維持管理・安全性への配慮	20	16
6 効率的な施設運営	20	16
7 施設特性に応じた評価項目	20	16
8 地域への貢献	30	18
合 計	200	151

令和 6 年 12 月 19 日
福祉部障害者施策推進課
こども家庭部子育て支援課

指定管理者の指定について（練馬区立谷原フレンド）

指定管理者の指定について（練馬区立谷原あおぞら学童クラブ）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立谷原フレンドおよび練馬区立谷原あおぞら学童クラブの指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都新宿区西新宿七丁目8番10号 オークラヤビル内
社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会
理事長 立原麻里子

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

令和6年4月9日	第1回指定管理者選定小委員会 （業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議） （モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）
5月22日	令和6年度第1回指定管理者選定委員会 （業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告） （モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価） （現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定）
6月25日	第2回指定管理者選定小委員会 （企画提案書作成要項の審議）

7月1日	企画提案書作成要項配付・説明（団体を特定して実施）
7月12日	申請書類受付（経営状況に関する部分）
7月29日	申請書類受付（事業計画に関する部分）
8月5日	経営診断委託
8月30日	第3回指定管理者選定小委員会 （施設実地調査の実施） （プレゼンテーションおよびヒアリングの実施） （申請団体の評価、採点）
10月30日	令和6年度第2回指定管理者選定委員会 （申請団体の審査、指定管理者候補の決定）

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、地域や関係機関と密に連携し、利用者一人ひとりに応じたきめ細やかな施設運営が行われていること、障害のある方と子どもたちが交流する機会を提供し、活動の充実感の向上や相手を思いやる気持ちの醸成に資する支援が期待できること等の理由により、社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会が練馬区立谷原フレンドおよび練馬区立谷原あおぞら学童クラブを運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容（主な提案の内容、評価した点等）はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

安定性・継続性

補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力が非常に優れている。

また、自己資本比率も高く、経営安全性が高い法人であり、長期的に安定した事業活動が可能である。

当該施設の運営実績

個人情報保護規程、情報公開・開示規程および情報セキュリティに関する実施手順を整備し、適正に運用している。

また、会計監査法人および会計コンサルタントと契約し、経営面において的確な検査を受けるなど、法人運営の透明性・公平性が確保されている。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則等を定め、適正に運用している。

また、役員等の構成は適正であり、理事会・役員会は定期的に開催されている。

【提案審査】

施設運営体制

人材の確保について、法人ホームページやWEB説明会等における募集に加え、出産その他の理由で退職した職員の中で、再度法人内の就労を希望する者を登録した法人人材バンクを活用し、人材確保に取り組む提案があり、評価できる。

谷原フレンドでは、創作活動や文化活動等の日中支援を通じて、社会参加の促進を図るとともに、日中プログラムや食事等の各種サービスに利用者の意見を取り入れるなど、障害者の意思決定支援に力を入れる提案があり、評価できる。

谷原あおぞら学童クラブでは、年3回の保護者会、年1回の運営協議会および個人面談を実施し、家族からの近況報告や運営に関する質問・要望を受け、意見交換の機会を設定する提案がある。

また、専門性の高いサービスを提供するために、練馬区立こども発達支援センターの相談支援専門員や特別支援学校教諭による巡回指導を受け、児童との関わり方や障害についての知識を学ぶ機会を設定する提案があり、評価できる。

運営経験を生かした取組

谷原フレンドでは、新たな取組として、支援力の向上と虐待防止の観点から行動指針や姿勢を明示した『谷原フレンド支援クレド』の策定と周知・徹底を行う提案があり、評価できる。

谷原あおぞら学童クラブでは、施設内の様子や利用者、児童および地域との関わりについて掲載する「フレあお通信」を年3回発行する提案がある。児童の保護者が学童クラブの運営や児童の様子を知ること、安心して学童クラブに預けられるよう配慮する取組であり、評価できる。

施設の維持管理・安全性への配慮

職員による定期的な点検に加え、危機管理マニュアルやBCPの整備、自衛消防団の編成、谷原フレンド・谷原あおぞら学童クラブ合同の避難訓練を毎月実施するなど、危機管理に対する具体的な提案があり、評価できる。

また、職員会議等でヒヤリハット事例について報告し、職員全体で再発防止策を検討するなど、リスクマネジメントについて更に強化していく提案があり、評価できる。

効率的な管理運営

都内で60か所以上の施設を運営し、約2,000人の職員が在籍しているスケールメリットを生かした適材適所の人員配置を行うとともに、障害福祉分野や児童福祉分野を学ぶ学生や保育実習、教育実習およびボランティア等で関わった学生を積極的に採用し人員配置を行う提案があり、評価できる。

送迎バスや給食、清掃等の業務は、これまでも専門業者や実績のある業者へ再委託してきた。利用者や家族からの評価も高く、安全かつ安心した通所につながることもか

ら、引き続き再委託する提案があり、評価できる。

施設特性に応じた評価項目

谷原フレンドでは、重度化・高齢化した利用者に個別プログラムを立て、身体面や体力面の維持向上に取り組む提案がある。

また、入浴支援を実施している夕焼けふれあい事業では、家族の高齢化等により需要が高まっているため、利用の機会を増やし、各利用者の希望入浴日の重複を解消する提案がある。

谷原あおぞら学童クラブでは、近隣の学童クラブや児童館と交流行事や運営面の課題等を共有し、協力関係を築いていく提案がある。虐待、不登校、いじめおよびヤングケアラー等への対応として、児童の変化を見逃さず、早期に発見し、他機関と連携して支援していく提案がある。

また、児童や保護者に対する障害理解への働きかけを継続的に行っており、卒会生が大学で福祉や保育を学ぶ傍ら、学童クラブでアルバイトをする事例がある。

谷原フレンド利用者と学童クラブ児童がともに参加し、交流の機会となるミックスデイ等の活動や納涼会等のイベントについては、両施設の利用者の意見を踏まえ企画するなど、交流活動の充実を図る提案がある。

また、施設全体で障害理解の啓発を行うなど、複合施設の利点を生かした提案がある。

これらの提案から、谷原フレンドと谷原あおぞら学童クラブの一体的な施設運営等、施設特性に応じた運営が期待できることを特に評価した。

地域への貢献

区民雇用を積極的に進めるとともに、業務の再委託や物品購入については、区内事業者を優先し、谷原あおぞら学童クラブのおやつを区内障害者施設から調達する提案があり、評価できる。

「谷原地域交流会」や近隣の高齢者施設、ねりっこ学童クラブおよび児童館との交流活動の開催、「練馬こどもまつり」における三原台児童館での従事を通して、施設や障害理解への啓発活動を行う提案があり、評価できる。

指定管理者選定の審査結果

(練馬区立谷原フレンドおよび練馬区立谷原あおぞら学童クラブ)

1 評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準	配点
団 体 審 査	1 安定性・継続性	補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 事業効率の状況 資金力の有無 借入金の返済能力の有無 経営の安全性	5点
	2 当該施設の 運営実績	当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 利用者等への対応	15点
提 案 審 査	3 施設運営体制	施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 現在のサービス水準の維持および向上のための提案 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 職員に対する教育、研修体制 感染症拡大防止のための取組	40点
	4 運営経験を 生かした取組	当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組	40点
	5 施設の維持管理・ 安全性への配慮	日常的な点検体制 災害その他緊急時の危機管理体制 管理上の不具合や問題の区への報告体制	20点
	6 効率的な管理 運営	効率的な人員配置 再委託の範囲の妥当性 事業計画と収支計画の妥当性 その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 提案金額の妥当性	20点
	7 施設特性に応 じた評価項目	障害のある方が、地域で暮らし続けるための取組 地域や近隣施設との連携による学童保育の取組 一体的な施設運営に向けた事業内容の提案	30点
	8 地域への貢献	区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点
合 計			200点

2 審査結果

評価項目	配点	申請団体（得点）
		社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会
1 安定性・継続性	5	4
2 当該施設の運営実績	1.5	1.2
3 施設運営体制	4.0	3.2
4 運営経験を生かした取組	4.0	3.2
5 施設の維持管理・安全性への配慮	2.0	1.6
6 効率的な管理運営	2.0	1.6
7 施設特性に応じた評価項目	3.0	3.0
8 地域への貢献	3.0	2.4
合 計	20.0	16.6

資料 2

令和 6 年 12 月 19 日
教育振興部学務課

令和 7 年度入学 中学校選択制度の選択希望状況および公開抽選について

1 締切日（10月17日）現在の学校選択制度「選択希望」状況

学 校 名	通学区域外からの 受入可能人数	通学区域外 からの希望	学 校 名	通学区域外からの 受入可能人数	通学区域外 からの希望		
1	旭丘	40人	11人	18	石神井	40人	89人
2	豊玉	40人	10人	19	石神井東	40人	55人
3	豊玉第二	40人	25人	20	石神井西	10人	25人
4	中村	40人	38人	21	石神井南	40人	20人
5	開進第一	40人	23人	22	上石神井	40人	40人
6	開進第二	40人	73人	23	南が丘	40人	17人
7	開進第三	40人	56人	24	谷原	10人	34人
8	開進第四	40人	26人	25	三原台	40人	34人
9	北町	40人	28人	26	大泉	40人	85人
10	練馬	40人	25人	27	大泉第二	40人	30人
11	練馬東	40人	20人	28	大泉西	40人	14人
12	貫井	40人	35人	29	大泉北	40人	7人
13	田柄	40人	37人	30	大泉学園	40人	72人
14	豊溪	40人	10人	31	大泉学園桜	40人	6人
15	光が丘第一	40人	75人	32	関	40人	31人
16	光が丘第二	40人	56人	33	八坂	40人	1人
17	光が丘第三	40人	59人		合計	1,260人	1,167人

網掛けの学校は、抽選実施予定校

2 公開抽選の実施

(1) 実施日

令和 6 年 12 月 3 日（火）、4 日（水） 9 時 30 分～17 時

(2) 抽選会場

練馬区役所本庁舎 20階 「交流会場」

令和6年12月19日
教育振興部保健給食課

イングリッシュキャンプの実施に係る事業者選定について

令和4年度から新規で開始したイングリッシュキャンプについて、令和3年度に行った前回の選定から3か年が経過し公募の選定が必要となったため、以下のとおり実施する。

1 事業目的

- (1) 異文化交流を主とした国際交流をすることで英語学習意欲を高める。
- (2) 生徒の自主性や積極性を養い、活動を通じて達成感を得る。
- (3) 入学後の人間関係形成の場として活用する。

2 対象

中学1年生のうち希望する者

3 実施場所および期間

軽井沢・武石・岩井少年自然の家

令和7年7月21日から8月8日まで（2泊3日/校）

4 事業者の募集

(1) 募集方法および応募書類受付期間

練馬区ホームページに募集要領等を掲載する。

令和6年12月1日から令和7年1月8日まで

(2) 事業者の選定手続予定

選定委員会を設置のうえプロポーザルで運営事業者の候補を選定し、

1月下旬を目途に決定する。

令和 6 年 12 月 19 日
教育振興部保健給食課

米の価格上昇に伴う区立小中学校の学校給食における対応について

1 米の価格上昇

令和 5 年度産うるち米の収穫高の減少に伴い、6 年 5 月ごろから品不足による全国的な価格上昇が発生している。6 年度産が市場に出回った 9 月以降も価格が上昇し続けている。

【総務省】消費者物価指数（うるち米（東京都区部）） 令和 2 年を 100 とした指数
令和 5 年 10 月：99.9 令和 6 年 10 月：165.8（約 1.66 倍）

区立小中学校の米の主な購入先である東京都米穀小売商業組合練馬支部も 11 月納品分から価格が上昇している（約 1.6 倍増）。

2 対応方法

価格上昇相当分の米を保健給食課が購入し学校へ配布する。

予算：63,356 千円（学校給食費無償化事業経費から流用）

令和 6 年 11 月分から対象とし、週 1 回程度配送を実施する。

【対応イメージ】



→ 学校が使用する米の37.7%分を保健給食課が購入して学校へ配布
(R5米価格相当分(62.3%分)は通常どおり各校にて購入)

令和6年度スキー移動教室の実施について

1 目的

スキー実習等で各自が目標をもち、スキー技能や体力の向上を図るとともに、達成感や楽しさを味わうこと。また、宿舎での集団生活やスキーの班別実習の中で、人との関わりを通して協調性等を養い、豊かな人間性を育むこと。

2 対象

中学2年生（特別支援学級は1～3年生）

3 期間等

各校2泊3日で実施

軽井沢 令和7年1月9日（木）～令和7年3月3日（月）18期間（内特支2期間）

武石 令和7年1月9日（木）～令和7年2月28日（金）17期間

4 宿泊施設

軽井沢少年自然の家（通常学級16校、特別支援学級8校）

武石少年自然の家（通常学級17校）

5 実習場所

（1）軽井沢少年自然の家に宿泊する学校

「湯の丸スキー場」長野県東御市湯の丸1270

（2）武石少年自然の家に宿泊する学校

「番所ヶ原スキー場」長野県上田市武石上本入2386-1

（3）特別支援学級

「佐久スキーガーデン・パラダ」長野県佐久市下平尾2681

6 日程

裏面のとおり

令和 6 年 12 月 19 日
教育振興部教育指導課
教育振興部副参事

令和 5 年度 練馬区立小中学校における暴力行為・いじめ・不登校の状況について

令和 5 年度 練馬区立小中学校における暴力行為・いじめ・不登校の状況について、文部科学省「令和 5 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 調査対象

区立小学校（65 校）および中学校（33 校）

2 調査方法

質問紙調査

3 調査対象期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

4 調査結果

- (1) 暴力行為の状況 （p 2）
- (2) いじめの状況 （p 3～p 5）
- (3) 不登校の状況 （p 6～p 8）

1 暴力行為の状況

(1) 暴力行為の発生学校数等

[単位：件]

年度		R3年度		R4年度		R5年度	
校種	件数	学校数	件数	学校数	件数	学校数	件数
	小学校		30	151	36	208	43
中学校		22	95	28	133	27	150
計		52	246	64	341	70	350

(2) 暴力行為の詳細

[単位：件]

年度		R3年度		R4年度		R5年度	
分類	校種	学校数	件数	学校数	件数	学校数	件数
	対教師暴力	小学校	17	45	19	41	22
中学校		2	2	5	10	3	3
生徒間暴力	小学校	25	95	31	146	32	122
	中学校	21	79	25	106	24	112
対人暴力	小学校	2	2	1	3	3	3
	中学校	1	1	4	4	1	1
器物損壊	小学校	6	9	12	18	15	27
	中学校	8	13	9	13	15	34

2 いじめの状況

(1) いじめ認知件数推移

[単位：件]

校種 \ 年度	R3年度	R4年度	R5年度
小学校	846	1,256	2,101
中学校	256	243	336
計	1,102	1,499	2,437

※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) いじめ認知件数の学年別内訳

[単位：件]

校種 \ 学年	小学校			中学校		
	R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
第1学年	169	199	388	131	120	181
第2学年	174	257	414	79	82	115
第3学年	151	214	388	46	41	40
第4学年	127	234	395			
第5学年	124	181	277			
第6学年	101	171	239			
計	846	1,256	2,101	256	243	336

(3) いじめの現在の状況

〔単位：件数一件、割合一％〕

校種		小学校			中学校		
項目	年度	R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
	解消しているもの	件数	724	981	1,547	216	195
割合		85.6	78.1	73.6	84.4	80.2	83.0
解消に向けて取組み中	件数	122	272	552	40	48	57
	割合	14.4	21.7	26.3	15.6	19.8	17.0
その他	件数	0	3	2	0	0	0
	割合	0	0.2	0.1	0	0	0
計		846	1,256	2,101	256	243	336

(4) いじめ発見のきっかけ

〔単位：件〕

校種		小学校			中学校		
項目	年度	R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
	学校の教職員等が発見		625	997	1,806	152	130
内 訳	学級担任が発見	69	109	117	16	21	16
	学級担任以外の教職員が発見 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	14	35	10	8	9	15
	養護教諭が発見	0	2	5	0	0	3
	スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	3	6	4	0	0	2
	アンケート調査など学校 の取組により発見	539	845	1,670	128	100	160
学校の教職員以外からの情報により発見		221	259	295	104	113	140
内 訳	本人からの訴え	105	91	130	59	75	76
	当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	76	116	88	16	22	45
	児童生徒(本人を除く)からの情報	26	24	43	20	8	13
	保護者(本人の保護者を除く)からの情報	13	24	29	8	6	5
	地域住民からの情報	0	0	2	1	0	0
	学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	1	3	3	0	2	1
	その他(匿名による投書など)	0	1	0	0	0	0
計		846	1,256	2,101	256	243	336

(5) いじめの態様（複数回答可）

〔単位：件〕

校種 年度 項目	小学校			中学校		
	R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
冷やかしからい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	675	1,073	1,575	196	189	266
仲間はずれ、集団による無視をされる。	79	86	203	23	31	20
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	209	179	442	12	27	45
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	21	36	52	4	5	14
金品をたかられる。	4	5	13	2	2	0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	15	15	86	6	10	7
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	25	26	49	9	10	12
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	5	14	27	19	25	19
その他	16	13	80	5	8	3
計	1,049	1,447	2,527	276	307	386

(6) いじめられた児童生徒の相談状況（複数回答可）

〔単位：件〕

校種 年度 項目	小学校			中学校		
	R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
学級担任に相談	794	1,151	1,954	206	213	270
学級担任以外の教職員に相談（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く）	66	64	71	51	84	55
養護教諭に相談	14	33	40	6	11	13
スクールカウンセラー等の相談員に相談	40	55	91	11	10	14
学校以外の相談機関に相談（電話相談やメール等も含む）	2	5	19	1	3	1
保護者や家族等に相談	120	188	231	36	43	80
友人に相談	5	21	61	8	38	21
その他（地域の人など）	1	0	0	0	0	0
誰にも相談していない	2	8	12	12	2	4
計	1,044	1,525	2,479	331	404	458

※ 学校が当該児童生徒に対するいじめを認知した時点において、当該児童生徒が誰に相談しているのか、該当するものを選択する。

3 不登校の状況

(1) 不登校児童生徒数の推移 [単位：不登校数一人、出現率―%]

校種		年度	R3年度	R4年度	R5年度
小学校	不登校数		439	562	717
	出現率		1.31	1.67	2.14
	都出現率		1.33	1.78	2.21
中学校	不登校数		707	824	931
	出現率		5.23	6.13	6.90
	都出現率		5.76	6.85	7.80
計	不登校数		1,146	1,386	1,648

※1 不登校数は、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者が令和5年度間に30日以上登校しなかった児童生徒の数

※2 出現率は、在籍児童生徒数（学校基本調査による。）に占める不登校児童生徒数の割合

(2) 不登校児童生徒の学年別内訳 [単位：人]

校種	小学校			中学校		
	年度	R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度
第1学年	25	33	55	205	243	239
第2学年	41	69	76	218	298	350
第3学年	68	74	115	284	283	342
第4学年	81	104	117			
第5学年	108	126	161			
第6学年	116	156	193			
計	439	562	717	707	824	931

(3) 不登校児童生徒について把握した事実

〔単位：人〕

		小 学 校												
区分	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	不安・抑うつ等の相談があった。	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。	生活リズムの不調に関する相談があった。	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。	個別の配慮（障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援）についての求めや相談があった。	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。	あそび、非行に関する情報や相談があった。	家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。	転編入学、進級時の不適応による相談があった。	いじめの被害の情報や相談があった。	学校のきまり等に関する相談があった。
把握した事実	222	154	151	142	139	135	114	95	92	63	45	39	23	16

		中 学 校												
区分	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	不安・抑うつ等の相談があった。	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。	生活リズムの不調に関する相談があった。	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。	転編入学、進級時の不適応による相談があった。	あそび、非行に関する情報や相談があった。	個別の配慮（障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援）についての求めや相談があった。	家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	いじめの被害の情報や相談があった。	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。	学校のきまり等に関する相談があった。
把握した事実	363	226	219	185	170	132	76	75	53	46	41	38	28	13

※ 「不登校児童生徒について把握した事実」については、学級担任など当該児童生徒の状況を最も把握することができる教職員が、本人や保護者、スクールカウンセラー等の専門家に確認して回答することとしている。

(4) 指導の結果登校するようになった児童生徒 [単位:件数一件、割合一%]

校種		小学校			中学校		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
区分	年度						
	件数	91	134	223	140	147	216
指導の結果、登校できるようになった児童生徒数	割合	20.7	23.8	31.1	19.8	17.8	23.2
	件数	348	428	494	567	677	715
指導中の児童生徒数	割合	79.3	76.2	68.9	80.2	82.2	76.8
	計	439	562	717	707	824	931

資料 7	
------	--

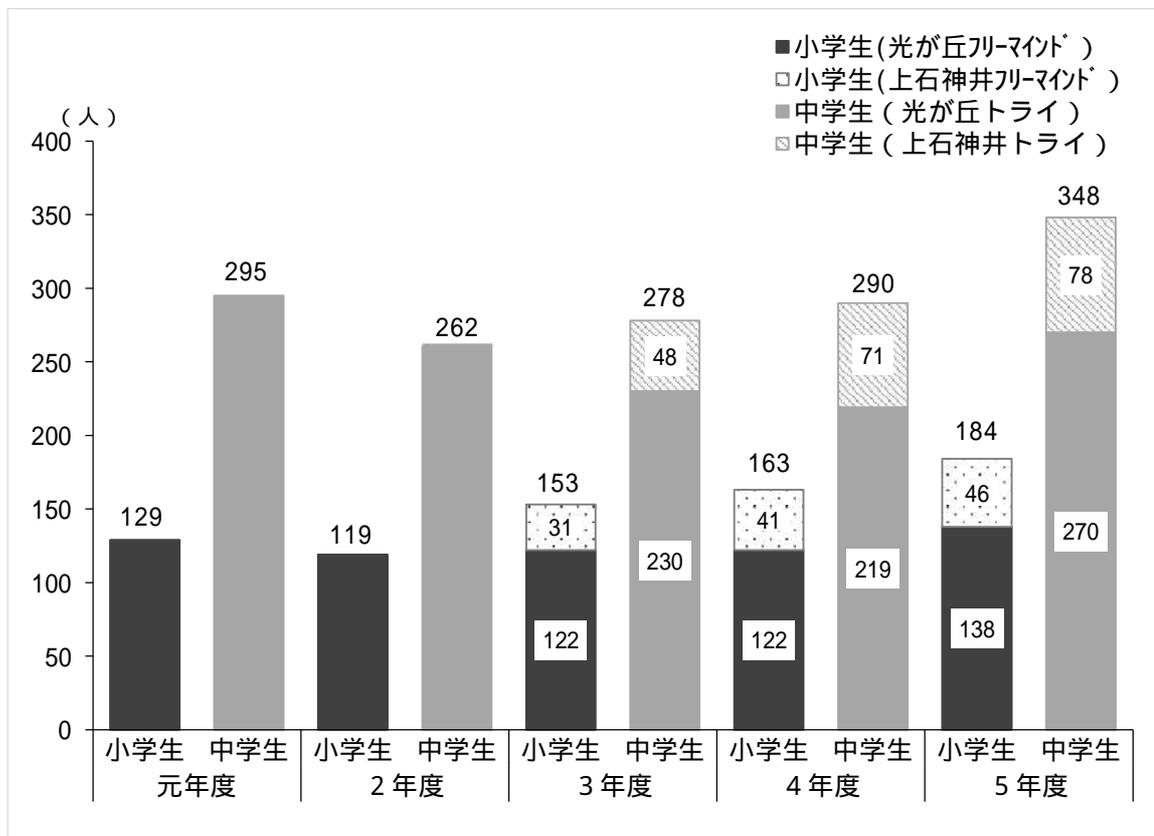
令和 6 年 12 月 19 日
教育振興部学校教育支援センター

令和 5 年度 適応指導教室事業等の利用状況について

1 適応指導教室事業の利用状況

適応指導教室（フリーマインド・トライ）

区内在住の不登校児童・生徒に対して、心の安定を図るための相談支援や集団生活への適応を図るためのグループ活動、児童・生徒一人ひとりが希望する学習活動を行い、学校生活への復帰など将来的な社会的自立に向けた支援をしている。

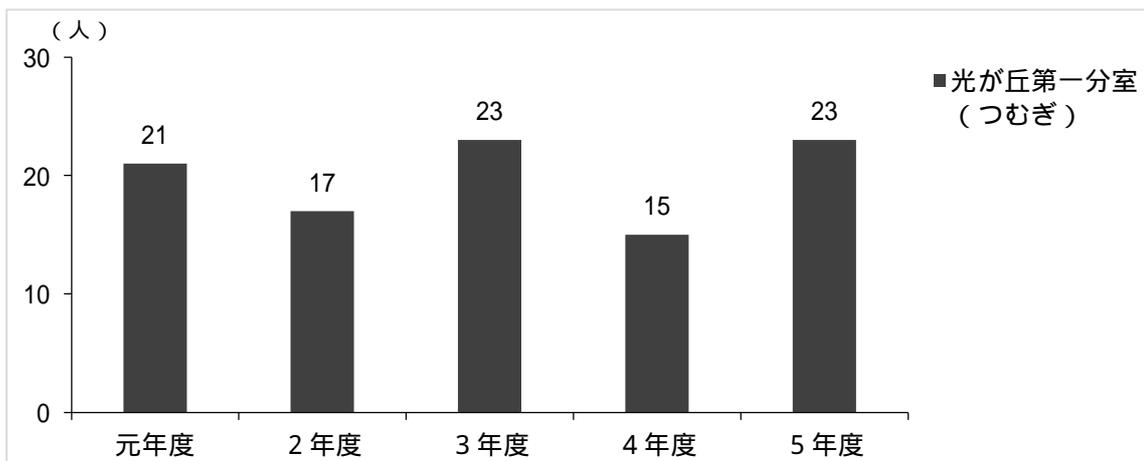


< 登録者数内訳（5年度） >

（単位：人）

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
小学生	5	11	34	32	53	49	184
光が丘	3	11	23	25	38	38	138
上石神井	2	0	11	7	15	11	46
中学生	62	120	166				348
光が丘	46	93	131				270
上石神井	16	27	35				78

特別な支援を要する不登校児童・生徒に対する個別支援（光が丘第一分室）



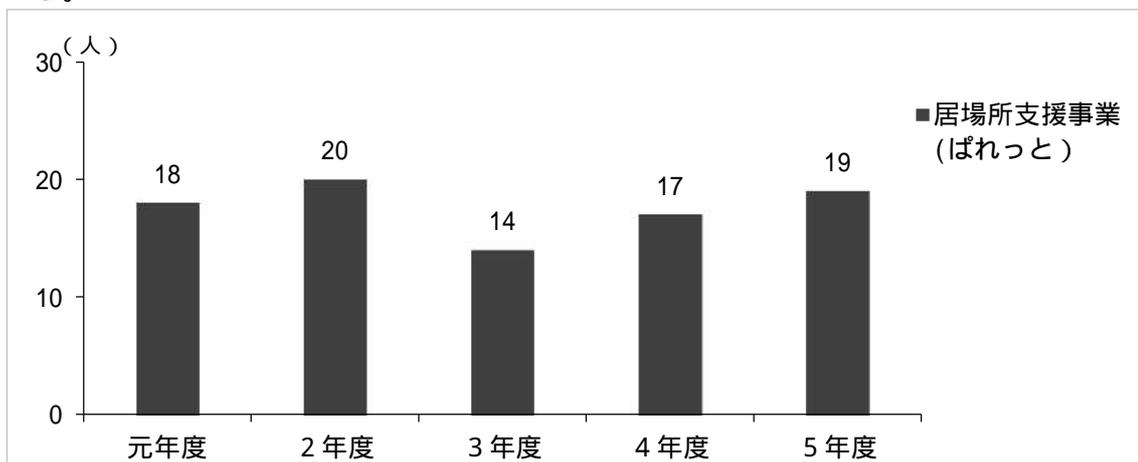
< 登録者数内訳（5年度） >

（単位：人）

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
小学生	0	1	0	5	4	4	14
中学生	2	3	4				9

2 居場所支援事業の利用状況

適応指導教室（フリーマインド・トライ）への通室や学校内の別室登校が困難な児童・生徒に対して、生活習慣、学習習慣の形成や、社会性を育成するための支援をしている。



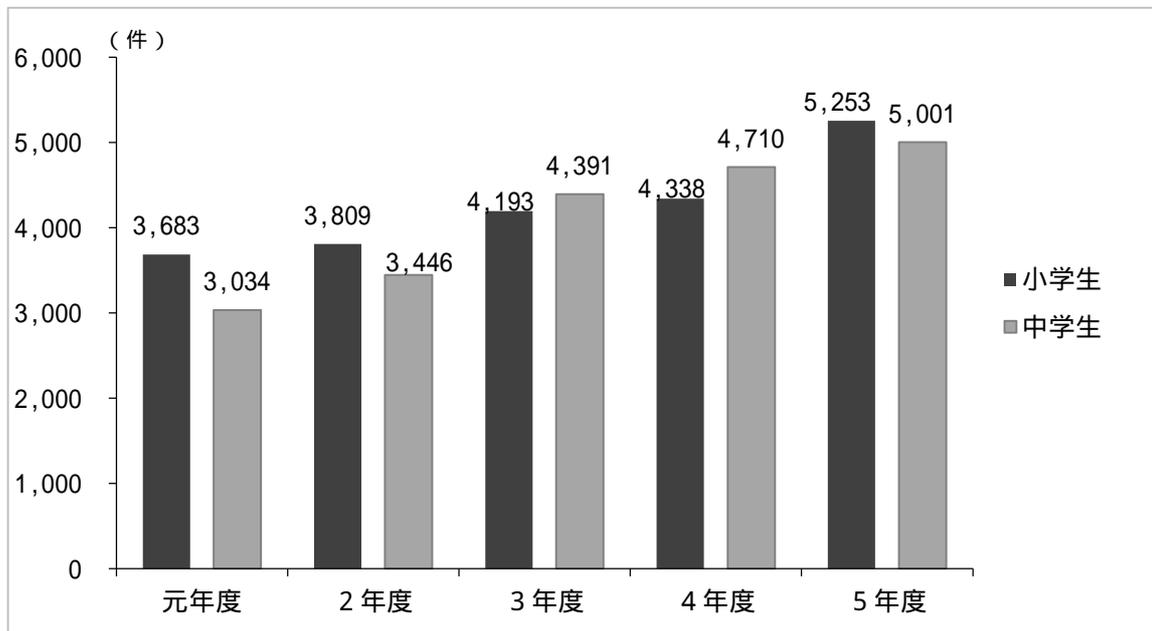
< 登録者数内訳（5年度） >

（単位：人）

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
小学生	0	0	0	1	2	5	8
中学生	5	3	3				11

3 スクールソーシャルワーク事業の利用状況

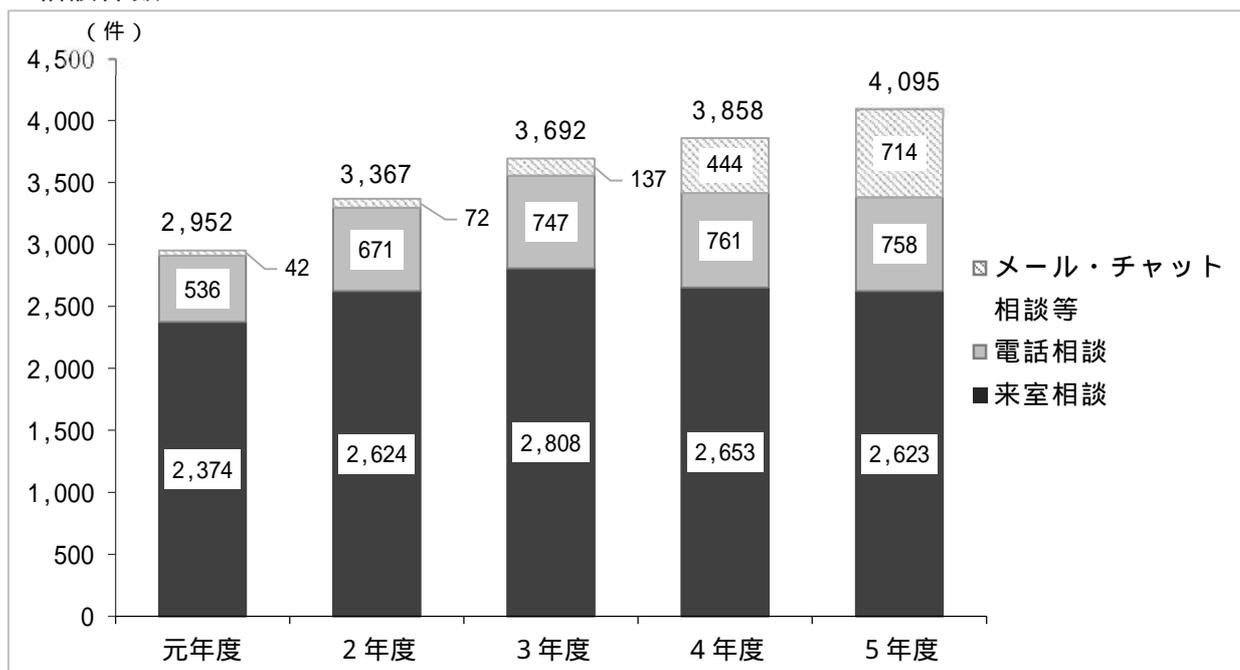
スクールソーシャルワーカーが、不登校やいじめ等様々な課題を抱える児童・生徒の支援や教員等との連携・助言のために、家庭や学校などへの訪問を行っている。



4 教育相談事業の利用状況

区内4か所の教育相談室で、専門の教育相談員による対面での相談(来室相談)や電話相談を実施している。このほか、児童・生徒用タブレット等を活用したメール・チャット相談等を行っている。

相談件数



不登校相談件数

(単位:件)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
来室相談	606	668	724	715	760
電話相談	47	59	95	82	86
教育相談メール	9	7	9	10	11
子ども相談メール				4	9
ねりまホッとアプリ+(プラス)					9

いじめ相談件数

(単位:件)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
来室相談	30	26	30	26	21
電話相談	27	17	20	23	23
教育相談メール	2	0	18	1	2
いじめ相談メール	7	6	15	10	13
いじめ対応アプリ	5	5	29	11	
子ども相談メール				66	8
ねりまホッとアプリ+(プラス)					70

令和 6 年 12 月 19 日
こども家庭部
在宅育児支援担当課

子育てのひろば「西大泉びよびよ」の開設について

子育てのひろばは、0～3歳の乳幼児と保護者を対象に、交流の場の提供や子育てに関する相談・情報提供等を行っている。

平成8年度に区が開設した子育てのひろば「西大泉びよびよ」は、土地・建物の所有者からの申し出により令和5年度末をもって賃貸借契約を解除し、閉室した。このたび、同地域において以下のとおり「西大泉びよびよ」を開設する。

1 ひろばの概要

名 称	西大泉びよびよ
所 在 地	練馬区西大泉四丁目9番1号（裏面位置図参照）
面 積	171.09 m ² （ひろば室 135.88 m ² 、事務室ほか 35.21 m ² ）
開設予定日	令和7年1月20日（月）
開室日時	週6日（月～土曜）午前10時～午後5時

2 周知

区ホームページ、子育て応援アプリ、SNS、チラシ等

3 参考

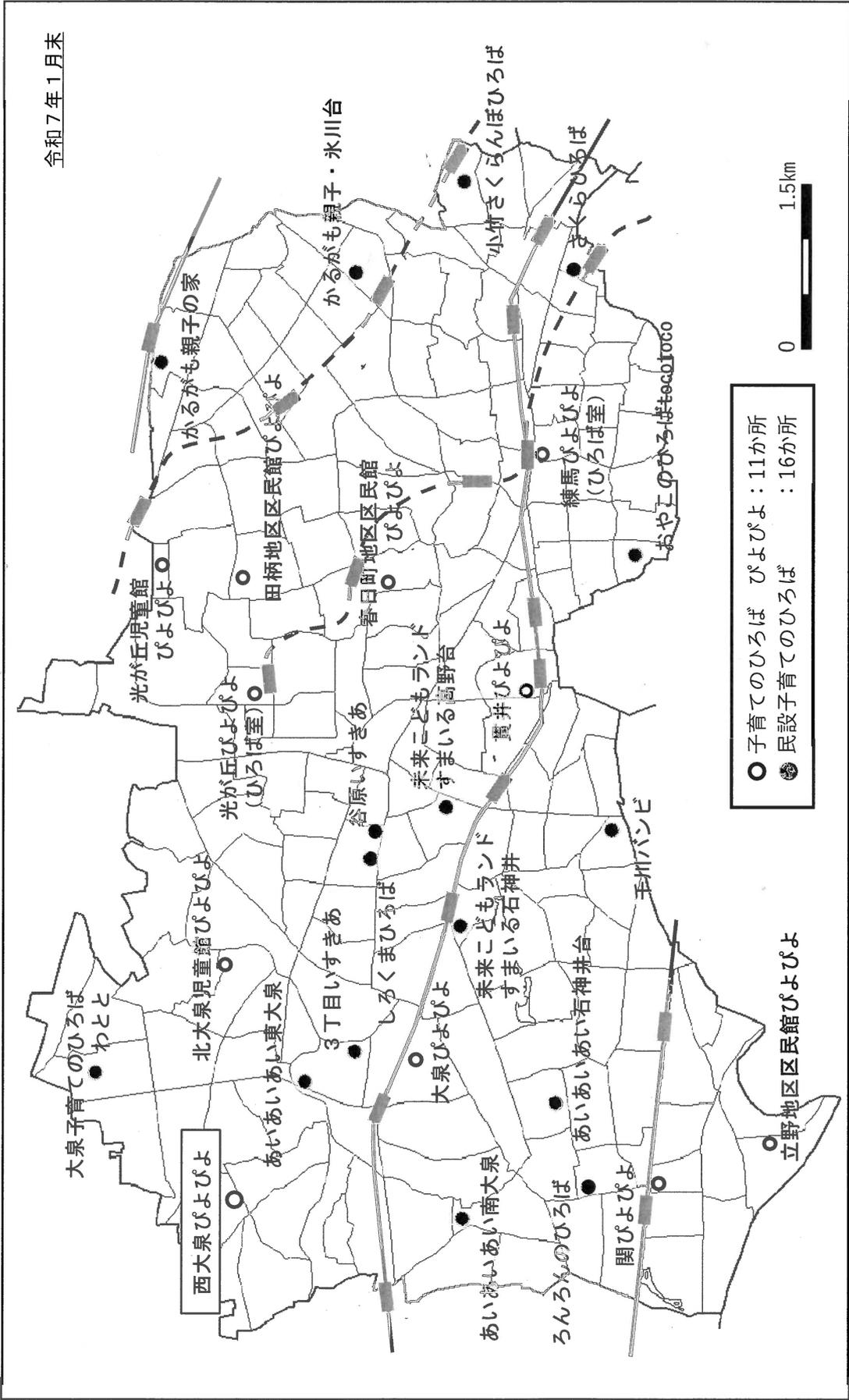
子育てのひろば配置図 別紙参照

《位置図》



子育てのひろば 配置図

令和7年1月末



- 子育てのひろば びびよ : 11か所
- 民設子育てのひろば : 16か所